

医療DX推進の体制に関する事項について

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で交付しています。
5. 電子処方箋を発行できる体制については現在調整中です。
6. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在調整中です。
7. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています。
8. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改定に伴い、
令和8年6月1日より「電子的診療情報連携体制整備加算3」
を算定します。

- *初診時：4点（月1回）
- *再診時：2点（月1回）

医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので
ご理解のほどよろしく願いいたします。

河辺診療所 所長